

# 経 済 産 業 省

20181108貿局第2号  
輸出注意事項30第22号

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成30年11月16日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達

輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成31年1月9日から施行する。

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>0 (略)</p> <p>1 輸出の許可</p> <p>1-0 (略)</p> <p>1-1 輸出の許可</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出許可申請</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>(a) 申請理由書 1通</p> <p>(略)</p> <p>① 輸出貿易管理令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物。ただし、次に該当する場合を除く。</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p><u>ヘ</u> <u>輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの</u></p> <p><u>ト</u> (略)</p> <p><u>チ</u> <u>輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物（告示で定める貨物及び輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち貨物等省令第7条第三号ロ又はニに該当するものを除く。）であって、別表第1の別紙の(注)に定める「と地域①」を仕向地とするもの</u></p> <p><u>リ</u> (略)</p> <p><u>ヌ</u> <u>輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち貨物等省令第7条第三号ロ又はニに該当するもの貨物であって、「い地域①」又は別表第1の別紙の(注)に定める「と地域①」を仕向地とするもの</u></p>	<p>(略)</p> <p>0 (略)</p> <p>1 輸出の許可</p> <p>1-0 (略)</p> <p>1-1 輸出の許可</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出許可申請</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>(a) 申請理由書 1通</p> <p>(略)</p> <p>① 輸出貿易管理令別表第1の2から15までの項の中欄に掲げる貨物。ただし、次に該当する場合を除く。</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ヘ</u> (略)</p> <p><u>ト</u> <u>輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物（告示で定める貨物及び輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち貨物等省令第7条第三号ハ又はホに該当するものを除く。）であって、別表第1の別紙の(注)に定める「と地域①」を仕向地とするもの</u></p> <p><u>チ</u> (略)</p> <p><u>リ</u> <u>輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち貨物等省令第7条第三号ハ又はホに該当するもの貨物であって、「い地域①」又は別表第1の別紙の(注)に定める「と地域①」を仕向地とするもの</u></p>

- ル (略)  
 ②-1・②-2 (略)  
 (b)～(d) (略)  
 (3)～(6) (略)  
 (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可  
 (イ) 輸出令別表第1の解釈  
 (略)

輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
1	(略)	(略)	
	輸出令別表第1の1の項(1)の附属品	次のいずれかに該当するものを含む。 イ (略) ロ <u>着脱可能なカートリッジマガジン</u> ハ <u>消音器又は減音器</u> ニ (略) ホ <u>消炎器</u> ヘ <u>電子画像処理を用いた光学式照準器</u> ト <u>軍用に特別に設計された光学式照準器</u>	(略)
	(略)	(略)	
	火薬類	(略)	次のいずれかに該

- ヌ (略)  
 ②-1・②-2 (略)  
 (b)～(d) (略)  
 (3)～(6) (略)  
 (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可  
 (イ) 輸出令別表第1の解釈  
 (略)

輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
1	(略)	(略)	
	輸出令別表第1の1の項(1)の附属品	次のいずれかに該当するものを含む。 イ (略) <u>(新設)</u> ロ <u>火器消音器</u> ハ (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	(略)
	(略)	(略)	
	火薬類	(略)	次のいずれかに該

当するものを除く

- イ～ハ (略)
- ニ 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「施行規則」という。）第1条の4第七号に規定する経済産業大臣が指定するもの（平成24年経済産業省告示第14号）であつて、次に掲げるもの
- (一) ・ (二) (略)
  - (三) 消火剤容器弁開放装置付き消火装置及び発生させたガスを使用して消火を行うガス発生器（電気点火又は撃針点

当するものを除く

- イ～ハ (略)
- ニ 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「施行規則」という。）第1条の4第七号に規定する経済産業大臣が指定するもの（平成24年経済産業省告示第14号）であつて、次に掲げるもの
- (一) ・ (二) (略)
  - (三) (新設)

			火により ガスを発 生させる 構造のも のに限る 。)であ って、民 生用のも の ホ・ヘ (略)				ホ・ヘ (略)
	(略)	(略)			(略)	(略)	
2	(略)	(略)		2	(略)	(略)	
	リチウムの同 位元素の分離 用の装置	次のいずれかに該 当するものを含む 。 イ リチウムア マルガムのため に特別設計 された <u>充填塔</u> <u>型液-液交換</u> <u>塔</u> ロ～ヘ (略)			リチウムの同 位元素の分離 用の装置	次のいずれかに該 当するものを含む 。 イ リチウムア マルガムのため に特別設計 された <u>パック</u> <u>ド液-液交換</u> <u>カラム</u> ロ～ヘ (略)	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			<u>細粒炭素鋼</u>	<u>オーステナイト結晶粒度で粒度番号5</u> <u>以上の炭素鋼又はこれと同等のものを</u> <u>いう。</u>	
	有効長	<u>充填塔</u> の中にある <u>充填物</u> の実際の高さ 又は <u>棚段塔</u> の中にある <u>下層のトレー</u> から <u>上層のトレー</u> までの実際の高さをい			有効長	<u>充てんタイプ</u> の塔の中にある <u>充てん材</u> 料の実際の高さ又は <u>板タイプ</u> の塔の中 にある <u>接触板</u> の実際の高さをいう。	

	う。
(略)	(略)
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
(略)	(略)
貨物等省令第1条第十号ロ(六)中の気密な構造のもの	(略)
(略)	(略)
貨物等省令第1条第十七号ロ(一)中の非接触型の測定装置	(略)

(略)	(略)
<u>気体と液体を向流的に流して接触させるように設計したもの</u>	次のいずれかに該当するものを含む。 <ol style="list-style-type: none"> <li>イ シーブトレ</li> <li>ロ バルブトレ</li> <li>ハ バブルキャップトレー</li> <li>ニ ターボグリッドトレー</li> </ol>
<u>硫化水素に対して耐食性のある材料</u>	<u>炭素の含有量が、全重量の0.03パーセント以下のステンレス鋼をいう。</u>
(略)	(略)
貨物等省令第1条第十号ロ(七)中の気密な構造のもの	(略)
(略)	(略)
貨物等省令第1条第十七号ロ(一)中の非接触型の測定システム	(略)

(略)	(略)
一酸化炭素レーザー発振器	(略)
<u>統一原子質量単位</u>	原子、素粒子などの質量を表す単位（記号はu）。
(略)	(略)
貨物等省令第1条第五十七号中の装置に内蔵されたもの	(略)
<u>トリチウムの製造に用いられる装置の部分品であって、ハに該当する貨物のために特に設計した部分品</u>	次のいずれかに該当するものを含む。 イ <u>リチウムペレット</u> ロ <u>トリチウムゲッター</u> ハ <u>特別に被覆された被覆材</u>
(略)	(略)
3	(略)
N・N-ジア ルキルアミノ エタン-2- オール（アル	(略)

(略)	(略)
一酸化炭素レーザー発振器	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)
貨物等省令第1条第五十七号中の装置に内蔵されたもの	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)
3	(略)
N・N-ジア ルキルアミノ エタン-2- オール（アル	(略)

	キル基の炭素数が3以下であるものに限る。)及びそのプロトン化塩類	
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
3の2	(略)	(略)
	ジアセトキシシルペノール	別名デアセトキシシルペノールともいう。
	(略)	(略)
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

	キル基の炭素数が3以下であるものに限る。)及びそのプロトン化塩類	
	<u>N・N-ジア ルキルアミノ エタン-2- チオール(ア ルキル基の炭 素数が3以下 であるものに 限る。)及び そのプロトン 化塩類</u>	<u>2-ジイソプロピ ルアミノエタンチ オールを含む。</u>
3の2	(略)	(略)
	ジアセトキシシルペノール <u>毒素</u>	別名デアセトキシシルペノール <u>毒素</u> ともいう。
	(略)	(略)
	<u>病原性を発現 させるもの</u>	<u>病原性についての遺伝情報を指定する 核酸の塩基配列をいう。</u>
	<u>第三号若しくは 第四号に該当するものを 産生させる核 酸の塩基配列</u>	<u>第三号又は第四号に該当するものの遺 伝情報を指定する核酸の塩基配列をい う。</u>

<u>遺伝要素</u>	<u>遺伝的に改変されているかどうか、又は全部若しくは一部が化学的に合成されているかどうかを問わない。</u>	
		<u>(削る)</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	

<u>遺伝子</u>	<u>遺伝的に改変されているかを問わないもの、又は全部若しくは一部が化学的に合成されたものをいう。</u>	
		<u>腸管出血性大腸菌（血清型O157又は他のベロ毒素産生株）の病原性を発現させる核酸の塩基配列であって、ベロ毒素又はそのサブユニットの遺伝子情報を持たない核酸の塩基配列を除く。</u>
<u>遺伝子を改変した生物</u>	<u>核酸の塩基配列が交配又は天然の組み合わせによって、自然に生じない方法で改変された生物（これらが全部又は一部が人工的に生成されたものを含む。）をいう。</u>	
		<u>腸管出血性大腸菌（血清型O157又は他のベロ毒素産生株）の病原性を発現させる核酸の塩基配列であって、ベロ毒素又はそのサブユニットの遺伝子情報を持たない核酸の塩基配列を除く。</u>

復元可能	材料の不活性化及び調製が、 <u>核酸の分離、精製、増幅、検出若しくは同定の促進を意図したものである場合又はそうなることが知られている場合には、不活性化された組織体、ウイルス又はサンプルからの核酸の復元が可能であるとみなす。</u>	(新設)	(新設)
病原性を付与若しくは増強する	<p data-bbox="544 430 1086 608"><u>核酸の塩基配列を挿入し、又は組み込むことにより、意図的に病気又は死を引き起こす能力を付与又は増強することをいう。</u></p> <p data-bbox="544 614 1086 979"><u>毒性、伝染性、安定性、感染経路、宿主城、再現性、宿主の免疫を回避又は抑制する能力及び医学的対策に対する抵抗性又は検出能に関する変更を含む。</u></p>	(新設)	(新設)
大腸菌の核酸の塩基配列（ <u>志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持つものに限る。）の有するもの以外のもの</u>	大腸菌の核酸の塩基配列（ <u>志賀毒素又はそのサブユニットの遺伝要素を持たないものに限る。）の有するもの以外のものは含まない。</u>	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)

4	(略)	(略)
	機体に搭載されていない状態における最大推力	<u>海面上における国際民間航空機関が定める標準大気状態において機体にエンジンを搭載しない状態で測定された最大の推力をいう。型式証明で示される最大推力は、それ以下となる。</u>
	<u>一段目のローターの直径</u>	<u>ブレードチップの前縁で測定されたファン又は圧縮機の第一段ローターの直径をいう。</u>
	乾燥重量	<u>燃料、圧力油、オイルその他の流体がない状態のエンジンの重量であって、ハウジングの重量は含まない。</u>
	(略)	(略)
	飛行制御装置	(略)
	<u>貨物等省令第3条第十八号及び第十八号の二中の飛行制御装置、姿勢制御装置又はサーボ弁</u>	<u>有人航空機を500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機として動作できるように変換するため、無人航空機のように有人航空機を動作可能とすように設計又は改造された装置及び弁を含む。</u>

4	(略)	(略)
	機体に搭載されていない状態における最大推力	機体にエンジンを搭載しない状態で測定された最大の推力をいう。型式証明で示される最大推力は、それ以下となる。
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)
	飛行制御装置	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	(略)	(略)
5	(略)	(略)
	プラズマ噴霧法	(略)
	急速固化	<u>1000ケルビン毎秒超の冷却速度で溶融した材料を凝固させる方法をいう。</u>
	(略)	(略)
6	(略)	(略)
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
	<u>貨物等省令第5条八号中の非接触型の測定装置</u>	<u>測定子又は被測定物が動く単一の方向に沿って、測定子と被測定物との間の距離を測定するように設計されたものをいう。</u>
	直線上の変位を測定する装置	(略)
	組立品	<u>基板上に複数の回路素子、個別部品又は集積回路を特定の機能を行うように相互に接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。</u>
	分解能	測定装置が検出し得る最小の測定量の

	(略)	(略)
5	(略)	(略)
	プラズマ噴霧法	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)
6	(略)	(略)
	<u>直線上の変位を測定するためのもの</u>	<u>(略)</u>
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	直線上の変位を測定するためのもの	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	<u>大きさをいう。デジタル測定装置の場合には、最小有効表示量（ビット）をいう。</u>
<u>0. 2ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が0. 2マイクロメートル以下のもの</u>	<u>2の「0. 2ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が0. 2マイクロメートル以下のもの」の解釈に同じ。</u>
<u>貨物等省令第5条第八号中の精度</u>	<u>一般に不正確さとして測定され、採用される標準又は真値に対する表示値の正又は負の最大偏差をいう。</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
複合回転テーブル	工作物を非平行な2つの回転軸の周りに回転又はティルトさせることができ

<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>貨物等省令第5条第九号イ中のプログラム</u>	<u>特定の処理を実行する一連の命令であり、電子装置が実行できる形式又はその形式に変換可能なものであって、有形媒体に記述されたものをいう。</u>
<u>情景解析</u>	<u>この範囲には、与えられた角度の視覚による3次元目の推定近似や、あらかじめ分かっている状況での深さや構成の認識による限られたグレースケール解釈は含まれない。</u>
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
<u>貨物等省令第5条第十号中の精度</u>	<u>一般に不正確さとして測定され、採用される標準又は真値に対する表示値の正又は負の最大偏差をいう。</u>
複合回転テーブル	工作物を非平行な2つ以上の回転軸の周りに回転又はティルトさせることが

		るテーブルをいう。			できるテーブルであって、当該非平行な回転軸を用いて輪郭制御を行うことができるものをいう。
	加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドル	<u>工具を保持するティルティングスピンドル</u> をいう。		加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドル	ティルティングスピンドルをいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
7	(略)	(略)		7	(略)
	マイクロコンピュータ	(略)		マイクロコンピュータ	(略)
	<u>不揮発性メモリー</u>	<u>長期間にわたり電源を遮断した後もデータの保持が可能なメモリー</u> をいう。		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>		<u>フラッシュメモリー</u>	<u>プログラムを電氣的に消去することができるプログラマブルロムであって、ブロック以上の単位、セクタ単位又はチップ単位でしかデータを消去できないものをいう。</u>
	フィールドプログラマブルロジックデバイス	<u>プログラムが既に書き込まれているものであって、変更が可能なもの又は書換え可能なものを含む。</u>		フィールドプログラマブルロジックデバイス	次のいずれかに該当するものを含む。 <u>イ プログラムが既に書き込まれているものであって、</u>

(略)	(略)		
貨物等省令第6条第一号ホ(一)中のア	貨物等省令第6条第一号ホ(一)中のアナログデジタル変換用のもの(以下(一)中のア		

	<u>変更が可能なもの又は書き換え可能なもの</u> <u>ロ 小規模プログラマブルロジックデバイス(SPLDs)</u> <u>ハ 大規模プログラマブルロジックデバイス(CPLDs)</u> <u>ニ フィールドプログラマブルゲートアレイ(FPGAs)</u> <u>ホ フィールドプログラマブルロジックアレイ(FPLAs)</u> <u>ヘ フィールドプログラマブル相互接続用集積回路(FPICs)</u>
(略)	(略)
貨物等省令第6条第一号ホ(一)中のア	貨物等省令第6条第一号ホ(一)中のアナログデジタル変換用のもの(以下(一)中のア

ナログデジタル変換用のもの

以下のとおりとする。

- イ (略)
- ロ ADCの分解能は、測定したアナログ入力を表すデジタルの出力ビット数に等しい。有効ビット数(ENOB)はADCの分解能を決定するに当たり、使用しない。

(削る)

- ハ 複数のチャンネルを有するADCについては、そのサンプルレートは複数のチャンネルを集合させたものではなく、1つのチャンネルのうち最大のものをいう。

- ニ インターリーブ型ADC又はインターリーブ方式で動作するように設計した複数のチャンネルを有するADCのサンプルレートは、インターリーブに係る全てのチャンネルのサンプルレートを集合させた最大のレートをいう。

(削る)

ナログデジタル変換用のもの

以下のとおりとする。

- イ (略)
- ロ 出力ワードのビット数は、ADCの分解能に等しい。

- ハ 出力速度とは、アーキテクチャ又はオーバーサンプリングによらず、変換器の出力速度の最大値をいう。

- ニ 複数のチャンネルを有するADCについては、その出力は複数のチャンネルを集合させたものではなく、その出力速度は1つのチャンネルのうち最大のものをいう。

- ホ インターリーブ型ADC又はインターリーブ方式で動作するように設計した複数のチャンネルを有するADCの出力は、全てのチャンネルの出力を集合させたものであり、その出力速度は集合した最大出力速度をいう。

- ヘ 出力速度は、サンプリングレート、変換レート又はスループットレートともいい、メガヘルツ (MHz)、メガワード毎秒又はメガサンプル毎秒 (MSPS) で表示される。

	<u>(削る)</u>			<u>ト 出力速度の計測について、1秒当たりの1サンプルは、1ヘルツ又は1出力ワード毎秒に相当する。</u>
	<u>(削る)</u>			<u>チ 複数のチャンネルを有するADCとは、2以上のADCユニットが集積化されたものであって、各ADCユニットが各々のアナログ入力を行うよう設計されたものをいう。</u>
	<u>(削る)</u>			<u>リ インターリーブ型ADCとは、同じアナログ入力信号を異なる時刻にサンプリングする複数のADCユニットを有するものをいう。異なる時刻にサンプリングしたデジタル出力信号を集合させることにより、アナログ入力信号をより高いサンプリングレートで効果的にサンプリングし変換することができる。</u>
<u>サンプルレート</u>	<u>ADC (オーバーサンプリング型ADCを除く。)において1秒当たりのアナログ入力で測定される最大のサンプル数をいう。オーバーサンプリング型ADCにおいては、その出力ワードレートをサンプルレートという。サンプルレートは、サンプリングレート(メガサンプル毎秒又はギガサンプル毎秒で表示。)又は変換レート(ヘルツで表示。)ともいう。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

(略)	(略)
デジタルアナログ変換クロック周波数	(略)
<u>貨物等省令第6条第一号ワ(一)中のアナログデジタル変換機能を有するもの</u>	<p><u>貨物等省令第6条第一号ワ(一)中のアナログデジタル変換機能を有するものについては、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>イ nビットの分解能とは、<math>2^n</math>レベルに相当する量子化能力をいう。</u></p> <p><u>ロ ADCの分解能は、測定したアナログ入力を表すADCのデジタル出力のビット数に等しい。有効ビット数(ENOB)はADCの分解能を決定するに当たり、使用しない。</u></p> <p><u>ハ インターリーブ型でない複数のチャンネルを有するADCが含まれた集積回路については、そのサンプルレートは複数のチャンネルを集合させたものではなく、1つのチャンネルのうち最大のものをいう。</u></p> <p><u>ニ インターリーブ型ADC又はインターリーブ方式で動作するように設計した複数のチャンネルを有するADCが含まれた集積回路のサンプルレートは、インターリーブに係る全てのチャンネルのサンプルレートを集合させた最大のレートをいう。</u></p>
(略)	(略)

(略)	(略)
デジタルアナログ変換クロック周波数	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)

マイクロ波用 固体増幅器（ モノリシック マイクロ波集 積回路増幅器 及びハーモニ ックミクサ又 はコンバータ を除く。）又 はこれを含む 組立品若しく はモジュール （送受信モジ ュール及び送 信モジュール を除く。）	（略）
<u>貨物等省令第 6条第二号ホ 中のマイクロ 波用固体増幅 器</u>	<u>モノリシックマイクロ波集積回路増幅器は第6条第二号ハの規定に基づいて判定し、スペクトラムアナライザー、信号発生器、ネットワークアナライザー又はマイクロ波用試験受信機の動作周波数を拡張するように設計したハーモニックミクサ若しくはコンバータは、同条第二号リの規定に基づいて判定するものとする。</u>
モジュール	（略）
<u>貨物等省令第 6条第二号ホ 中のモジュー ル</u>	<u>送受信モジュール及び送信モジュールは第6条二号カの規定に基づいて判定するものとする。</u>
組立品	<u>6の「組立品」の解釈に同じ。</u>

マイクロ波用 固体増幅器（ <u>ハに該当する</u> モノリシック マイクロ波集 積回路増幅器 を除く。）又 はこれを含む 組立品若しく はモジュール （ <u>カに該当す る送受信モジ ュール及び送 信モジュール</u> を除く。）	（略）
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
モジュール	（略）
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
組立品	<u>基板上に複数の回路素子、個別部品又</u>

(略)	(略)
セル	(略)
	(削る)
(略)	(略)
貨物等省令第6条第五号中のエネルギー密度	(略)
<u>貨物等省令第6条第五号中の連続的な電力密度</u>	<u>公称電圧にアンペアで表した最大連続放電電流(A)を乗じた電力をキログラムで表した質量で除して計算することとする。</u> <u>電力密度は比出力ともいう。</u> 最大連続放電電流：カタログに表記されたものを含む最大の連続放電電流をいう。
(略)	(略)
繰返しピーク休止状態電圧	(略)

	<u>は集積回路を特定の機能を行うように相互に接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。</u>
(略)	(略)
セル	(略)
	<u>シングルセルバッテリー又はバッテリーに組み込まれたものを除く。</u>
(略)	(略)
貨物等省令第6条第五号中のエネルギー密度	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)
繰返しピーク休止状態電圧	(略)

半波長電圧	<u>光変調器を伝搬する光の波長において180度の位相変化を作るのに必要な印加電圧をいう。</u>
サンプリング オシロスコー プ	(略)
貨物等省令第 6条第十号中 のアナログデ ジタル変換器 のうち、アナ ログデジタル 変換を行う機 能を有するモ ジュール、組 立品又は装置	<p><u>アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品又は装置については、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>イ nビットの分解能とは、<math>2^n</math>レベルに相当する量子化能力をいう。</u></p> <p><u>ロ ADCの分解能は、測定したアナログ入力を表すADCのデジタル出力のビット数に等しい。有効ビット数(ENOB)はADCの分解能を決定するに当たり、使用しない。</u></p> <p><u>ハ インターリーブ型でない複数のチャンネルを有するモジュール、組立品又は装置については、そのサンプルレートは複数のチャンネルを集合させたものではなく、1つのチャンネルのうち最大のものをいう。</u></p> <p><u>ニ インターリーブ型のチャンネルを有する複数のチャンネルを有するモジュール、組立品又は装置のサンプルレートは、インターリーブに係る全てのチャンネルのサンプルレートを集合させた最大のレートをいう。</u></p>

(新設)	(新設)
サンプリング オシロスコー プ	(略)
貨物等省令第 6条第十号中 のアナログデ ジタル変換器 のうち、アナ ログデジタル 変換を行う機 能を有するモ ジュール、組 立品又は装置	(新設)

	<p>(判定方法) 複数のチャンネルを有するものは、一つのチャンネルで実現できる最も性能の高いチャンネルで判定する。</p> <p>(判定条項の参照先) サンプリングオシロスコープ、デジタル方式の記録装置、スペクトラムアナライザ、信号発生器、ネットワークアナライザ及びマイクロ波用試験受信機は、それぞれ貨物等省令第6条第9号、第十一号から第十五号までの規定に基づいて判定するものとする。</p>
(削る)	(削る)
貨物等省令第6条第十一号イ中のデータ連続記録速度	デジタル方式の記録装置が、デジタルデータのサンプルレート又はデジタル信号への変換速度を維持した状態で、デジタル信号の情報を欠落なく連続してディスクメモリ又はソリッドステートドライブメモリに出力することができる速度をいい、パラレルアーキテクチャを有する記録装置については、最大ワード転送速度にワードを構成するビット数を乗じたものをいう。
(略)	(略)
複屈折率が7ナノメートル毎センチメートル未満	(略)

	<p>(判定方法) 複数のチャンネルを有するものは、一つのチャンネルで実現できる最も性能の高いチャンネルで判定する。</p> <p>(判定条項の参照先) サンプリングオシロスコープ、デジタル方式の記録装置、スペクトラムアナライザ、信号発生器、ネットワークアナライザ及びマイクロ波用試験受信機は、それぞれ貨物等省令第6条第9号、第十一号から第十五号までの規定に基づいて判定するものとする。</p>
サンプリング速度	アナログ信号をデジタル信号に変換する速度をいう。
貨物等省令第6条第十一号イ中のデータ連続記録速度	デジタル方式の記録装置が、デジタルデータの <u>入力速度</u> 又はデジタル信号への変換速度を維持した状態で、デジタル信号の情報を欠落なく連続してディスクメモリ又はソリッドステートドライブメモリに出力することができる速度をいい、パラレルアーキテクチャを有する記録装置については、最大ワード転送速度にワードを構成するビット数を乗じたものをいう。
(略)	(略)
複屈折率が7ナノメートル毎センチメートル未満	(略)

	極端紫外	電磁波スペクトルの波長が5ナノメートルを超え、124ナノメートル未満のものをいう。
	(略)	(略)
	複屈折率が7ナノメートル毎センチメートル未満	(略)
	マスクブラン ク	マスクの製造に用いられるガラスの板その他の材料に薄膜を形成したものをいい、これにレジストが塗布されているかどうかを問わない。
	多層膜の結晶を有し、かつ、当該結晶がエピタキシャル成長されているものうち、ヘテロエピタキシャル材料となるもの	(略)
	(略)	(略)
8	(略)	(略)
	加重最高性能	(略) 注1～注5 (略) 注6 集合体で性能を向上するよう

	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
	複屈折率が7ナノメートル毎センチメートル未満	(略)
	(新設)	(新設)
	多層膜からなるヘテロエピタキシャル成長結晶を有する基板	(略)
	(略)	(略)
8	(略)	(略)
	加重最高性能	(略) 注1～注5 (略) 注6 集合体で性能を向上するよう

	<p>に特別に設計されたものであって、同時動作が可能であり、かつ、記憶装置を共有するプロセッサを含むプロセッサの<u>組合せ</u>については、APPを算出しなければならない。</p> <p>注1) (略)</p> <p>2) プロセッサの<u>組合せ</u>が記憶装置を共有するとは、任意のプロセッサが、いかなるソフトウェアの機構の関与なしに、キャッシュラインやメモリワードでのハードウェア伝送を介してシステム内の任意のメモリロケーションにアクセス可能な時をいう。なお、貨物等省令第7条第三号ハに該当するデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品を使用することにより実現するものを含む。</p> <p>注7 (略)</p>		<p>に特別に設計されたものであって、同時動作が可能であり、かつ、記憶装置を共有するプロセッサを含むプロセッサの<u>組み合わせ</u>については、APPを算出しなければならない。</p> <p>注1) (略)</p> <p>2) プロセッサの<u>組み合わせ</u>が記憶装置を共有するとは、任意のプロセッサが、いかなるソフトウェアの機構の関与なしに、キャッシュラインやメモリワードでのハードウェア伝送を介してシステム内の任意のメモリロケーションにアクセス可能な時をいう。なお、貨物等省令第7条第三号ホに該当するデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品を使用することにより実現するものを含む。</p> <p>注7 (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>貨物等省令第7条第三号中のデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品</p>	<p>データの処理能力を向上させるために増設するものであって、計算要素を実装できるように設計されたものをいう。装置に組み込まれていない状態で出荷され、その接続がプログラムで制御される部分品に限り、貨物等省令第7条第三号ハが適用される。</p>	<p>貨物等省令第7条第三号中のデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品</p>	<p>データの処理能力を向上させるために増設するものであって、計算要素を実装できるように設計されたものをいう。装置に組み込まれていない状態で出荷され、その接続がプログラムで制御される部分品に限り、貨物等省令第7条第三号ホが適用される。</p>

	(略)	(略)
9	(略)	(略)
	電子的に走査が可能なフェーズドアレーアンテナ	位相結合によってビームを形成するアンテナであって、ビームの方向が放射素子の複素励振係数によって制御され、 <u>そのビームの方向が送信時及び受信時において、電気信号を用いることによって水平面内若しくは垂直面内又は双方に変化し得るアンテナをいう。</u>
	(略)	(略)
	暗号機能有効化の手段	製造者により提供される仕組み（装置若しくはプログラムと一対一で対応するもの又は一人の顧客が有する複数の同種の装置若しくはプログラムのために顧客と一対一で対応するものをいう。）によって、使用者が暗号機能を <u>特別に有効化し、又は使用可能にするあらゆる手段であって、貨物又は技術によって実現されるものをいう（例えば、シリアルナンバーを基にしたライセンスキー又はデジタル署名の証明書等の認証をするものをいう。）。</u>
	(略)	(略)
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

	(略)	(略)
9	(略)	(略)
	電子的に走査が可能なフェーズドアレーアンテナ	位相結合によってビームを形成するアンテナであって、ビームの方向が放射素子の複素励振係数によって制御され、 <u>そのビームの方向送信時及び受信時において、電気信号を用いることによって水平面内若しくは垂直面内又は双方に変化し得るアンテナをいう。</u>
	(略)	(略)
	暗号機能有効化の手段	製造者により提供される <u>安全な</u> 仕組み（装置若しくはプログラムと一対一で対応するもの又は一人の顧客が有する複数の同種の装置若しくはプログラムのために顧客と一対一で対応するものをいう。）によって、使用者が暗号機能を有効化し、又は使用可能にするあらゆる手段であって、貨物又は技術によって実現されるものをいう（例えば、シリアルナンバーを基にしたライセンスキー又はデジタル署名の証明書等の認証をするものをいう。）。
	(略)	(略)
	<u>暗号機能有効化の手段を用いないで使用する<u>ことができるもの</u></u>	<u>暗号機能有効化の手段を用いないで使用者による暗号機能の使用が可能であるものをいう。</u>

	(略)	(略)
	情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計し、又は改造した装置	情報又は通信の秘密を保持することを目的として漏えいを防止するように設計し、又は改造したものに限る。
	(略)	(略)
10	(略)	(略)
	センサー用の光ファイバー	(略)
		(略)
	読み出し集積回路	<u>フォーカルプレーンアレーの下層に配置され、又は接合されるように設計された集積回路であって、検出素子により生成される信号を読み出す（すなわち、抽出し、及び保持する）ために使用される。少なくとも、読み出し集積回路は、電荷を抽出し、読み出し集積回路の内部又は外部で処理を行うために、検出素子の相対空間位置及び方位の情報を保持する方法で多重化機能を適用することによって、検出素子から電荷を読み出す。</u>
	(略)	(略)
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

	(略)	(略)
	情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置	情報又は通信の秘密を保持することを目的として漏えいを防止するように設計したものに限る。
	(略)	(略)
10	(略)	(略)
	センサー用の光ファイバー	(略)
		(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)
	<u>機械式のカメラ</u>	<u>電子式のカメラ以外のカメラをいい、こま高さが36ミリメートル未満の場合</u>

					合は、反比例的に早い速度で記録できるものをいい、こま高さが36ミリメートルを超える場合は、反比例的に遅い速度で記録できるものをいう。
	(削る)		(削る)		貨物等省令第9条第八号ロ(一)中の映画撮影機
					民生用に設計された映画記録カメラを除く。
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	貨物等省令第9条第八号ロ(五)中の電子式カメラ	(略)	(略)	貨物等省令第9条第八号ロ(五)中の電子式カメラ	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	非球面光学素子	(略)	(略)	非球面光学素子	(略)
	貨物等省令第9条第九号の三イ中のフレーム速度	フォーカルプレーンアレーの全ての有効画素が、波面測定装置の光学系により映し出される記録画像用に統合される周波数をいう。	(略)	(新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
11・12	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
13	貨物等省令第12条第二号ロ中の補正燃	1キログラム当たり42メガジュールの正味の比エネルギー(正味の発熱量をいう。)(国際規格ISO3977	(略)	(新設)	(新設)

	料消費量	<u>－ 2 : 1 9 9 7) を有する船舶用に蒸留した液体燃料に補正したエンジンの燃料消費量をいう。</u>
	(略)	(略)
	運用手順の検証	次のいずれかに該当するものをいう。 イ 指令の順序の確認 ロ 運用訓練 ハ 運用の予行練習 ニ 運用解析
	(略)	(略)
1 4	(略)	(略)
1 5	(略)	(略)
	体積導電率、表面抵抗率	(略)
	<u>あらかじめ分離された</u>	<u>規制対象となる同位体の濃度を増加させることを意図したプロセスをいう。</u>
	(略)	(略)

(ロ) ~ (ニ) (略)  
(8) (略)  
2 ~ 1 3 (略)

別表第 1  
(略)  
別紙

輸出令別表第 1 貨物に係る許可事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨

	(略)	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)
1 4	(略)	(略)
1 5	(略)	(略)
	体積導電率、表面抵抗率	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)

(ロ) ~ (ニ) (略)  
(8) (略)  
2 ~ 1 3 (略)

別表第 1  
(略)  
別紙

輸出令別表第 1 貨物に係る許可事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨

物

(1) ~ (8)

(9) 輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であって、「い地域①」又は「は地域①」を仕向地とするもの

(10) ~ (12) (略)

2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

(1) ~ (9)

(10) 輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であって、「に地域①」を仕向地とするもの

(11) ~ (17) (略)

(18) 輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロに該当するもの貨物であって、「ほ地域」又は「へ地域」別表第1の別紙を仕向地とするもの

(19) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はニに該当するもの貨物であって、「と地域②」又は「ち地域」別表第1を仕向地とするもの

(注) 「い地域①」から「ち地域」までの各地域とは、それぞれの地域名の欄において丸印を付した項に該当する左欄に掲げる国・地域をいう。

国・地域	地域名											
	い地域①	い地域②	ろ地域	は地域①	は地域②	に地域①	に地域②	ほ地域	へ地域	と地域①	と地域②	ち地域
(略)												
エストニア		○		○					○	○	○	
エスワティニ王国			○		○	○			○	○	○	

物

(1) ~ (8)

(新設)

(9) ~ (11)

2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

(1) ~ (9)

(新設)

(10) ~ (16) (略)

(17) 輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ハに該当するもの貨物であって、「ほ地域」又は「へ地域」別表第1の別紙を仕向地とするもの

(18) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ハ又はホに該当するもの貨物であって、「と地域②」又は「ち地域」別表第1を仕向地とするもの

(注) 「い地域①」から「ち地域」までの各地域とは、それぞれの地域名の欄において丸印を付した項に該当する左欄に掲げる国・地域をいう。

国・地域	地域名											
	い地域①	い地域②	ろ地域	は地域①	は地域②	に地域①	に地域②	ほ地域	へ地域	と地域①	と地域②	ち地域
(略)												
エストニア		○		○					○	○	○	
(新設)												

(略)												
<u>(削る)</u>												
(略)												

別表第2～別表第7 (略)

(略)												
<u>スワジランド</u>			<u>○</u>		<u>○</u>	<u>○</u>			<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	
(略)												

別表第2～別表第7 (略)